

～荒川太郎右衛門地区自然再生事業～

● 実施者

国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所
河川環境課 TEL:049-220-0145

● 実施箇所

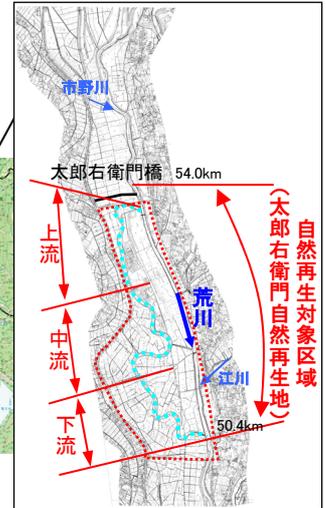
埼玉県上尾市、桶川市、川島町の接する区域

● 施策の概要

目的 ・失われつつある荒川固有の多様な生態系の生息・生育環境を保全するため、湿地環境や河畔林等の保全・再生を行う。

背景 ・現存する池周辺部の豊かな樹林地は、ほとんどが民有地であり、造成等による改変が懸念されている。
・乾燥化により池を中心とした湿地が減少している。
・池周辺に発達した樹林地が高木・壮齢樹化することによって極相化(単調化)している。

規模 ・延長:約 4 km



自然再生の対象となる区域の位置図

● 施策イメージ

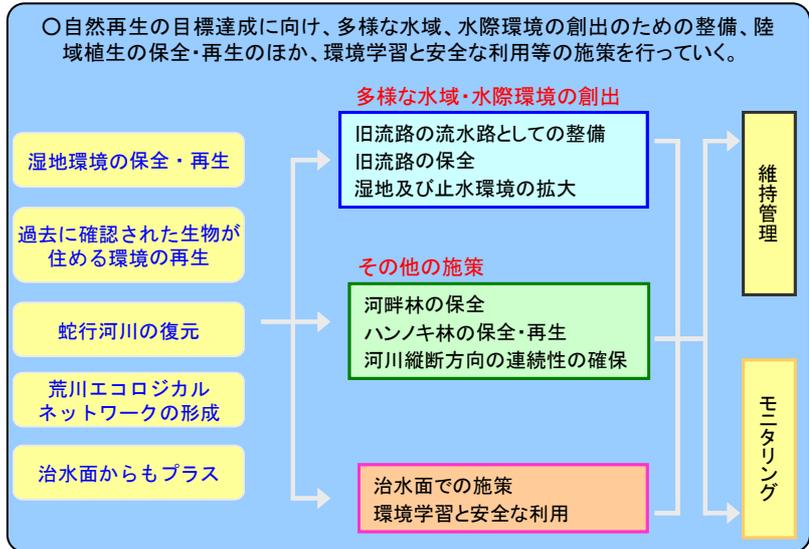
太郎右衛門自然再生地の目標として、流水路として蛇行河川を復元し多様な水域・水際環境を形成するとともに多様性、自然性が高い湿地環境を拡大し、太郎右衛門自然再生地固有の多様な生物が生育・生息できる自然環境を保全・再生する。



旧川と河畔林の様子



旧川の乾燥化の様子



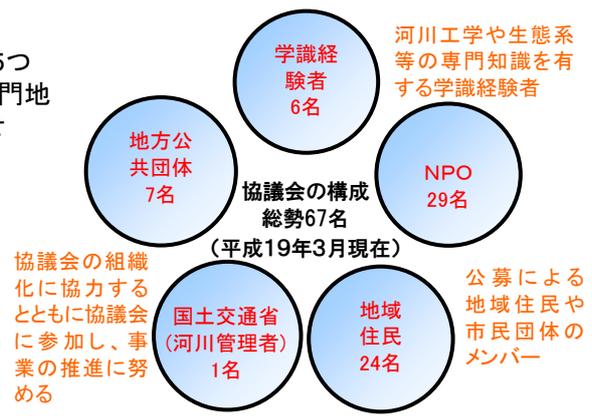
荒川太郎右衛門地区の自然再生目標及び施策

● しぐみ

荒川太郎右衛門地区においては、個別の項目について5つの専門委員会で議論し、その結果について「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」でとりまとめて、計画や整備に反映させていく予定である。



荒川太郎右衛門地区再生協議会



荒川太郎右衛門地区自然再生協議会の構成

● 実施した「推進のための取り組み」(P.17 参照)

- ① 地域の特性を活かした施策の推進
⇒ 地域の自然環境、社会環境、歴史について整理。
- ② 施策の有機的な連携
⇒ ミツ又沼ビオトープ、荒川ビオトープ等と連携し、エコロジカルネットワーク*の形成を目指す。
- ③ 多様な主体との連携、協働による施策の推進
⇒ 「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」(計 67 名)の設置。
- ④ 環境等に関わる調査の実施及び情報の提供と公開
⇒ 動植物調査を実施。
HP上で、協議会資料を公開。
- ⑤ 地域の環境学習の支援
⇒ 今後、市民参加を通じて、環境学習の支援を実施していく予定。
- ⑥ 適切な評価の実施
⇒ 物理環境(地下水や土質の状況)・生物環境についてモニタリングを実施し、評価していく予定。

● 施策の効果

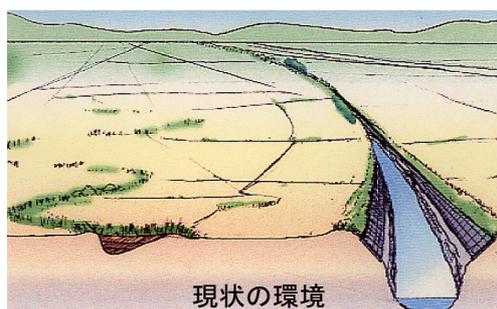
流水路として蛇行河川を復元し多様な水域・水際環境を形成するとともに多様性、自然性が高い湿地環境を拡大し、太郎右衛門自然再生地固有の多様な生物が生育・生息できる自然環境を保全・再生される。

1. 太郎右衛門自然再生地固有の多様な生き物とそれらが生育・生息できる自然環境が保全・再生される。
2. 過去に確認された太郎右衛門地区の固有かつ多様な生き物が住めるような環境の再生を目指す。
3. 荒川本川と連続させた流水路として蛇行河川を復元することにより、多様な水域・水際環境が形成される。
4. 周辺地域とのエコロジカル・ネットワークの核となるよう、自然環境の質的向上を目指す。
5. 将来にわたり治水の面からもプラスとなるような自然再生事業とする。

※エコロジカルネットワークとは
貴重な自然を保全するとともに、締切れになった自然をつなぎ、生き物の移動経路を確保したり、自然の働きを回復させることによって、豊かな自然を再現すること。

● リーディング選定理由

- 全国初
 - ・自然再生推進法の施行後、全国で初めて自然再生協議会が設置された事例。(H15.7.5)
- 多様な主体との連携
 - ・自然再生協議会は、地域住民、専門家、地方自治体、国からなり、多様な主体と連携。
- ネットワーク形成の核
 - ・荒川のエコロジカルネットワークを形成するために、上下流のビオトープとの連携を目指す。
- 環境学習
 - ・市民参加を通じ、環境学習に力を入れていく予定。
- 目標の明確化
 - ・目標に向かって実施する施策内容が整理されている。



現状の環境



事業実施後の環境

事業実施による効果のイメージ図

● スケジュール

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	備考
協議会設置の準備・設立									
全体構想の策定									
実施計画の作成									
事業実施									
現地調査・モニタリング									
協議会の開催			4回	5回	5回	3回			H19以降適宜開催

(年度)

● フォローアップ・今後の展開

- ・事業実施段階では地域住民と連携・協働し、事業の実施により自然がどう変化していくかモニタリングを行うとともに、計画の内容にフィードバックしながら必要に応じて見直すという順応・段階的な手法により整備していく。

「自然環境・生態系の保全・再生・創出」リーディングプロジェクト ～緑のボランティア・サポートプロジェクト(仮称) (荒川三ツ又沼地区)～

● 実施者

国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所
河川環境課 TEL:049-220-0145

● 実施箇所

埼玉県上尾市、川越市、川島町の接する地域

● 施策の概要

- 目的** ・地域固有の代表的な在来種が減少しており、保全・再生にあたっては、多様な主体の参加により、在来植物の苗木を各主体の所有地等で育て、植栽することにより自然を再生し、多様な生物の生育・生息環境を保全・再生する。
- 背景** ・荒川の自然を守り育てる拠点として、また地域の環境教育の場として公有地化し整備。
・地元の環境団体を中心に学校、専門家、行政等がパートナーシップを図り管理推進中。
- 規模** ・全体面積：約13ha



プロジェクトの対象となる区域位置図

● 施策イメージ

維持管理メニューの一環として、三ツ又沼ビオトープの自然を取り戻すために近隣の子供達が関わる「荒川ハンノキプロジェクト」を平成13年から行っている。

各地で減少しているハンノキ林を取り戻す事を目的に三ツ又沼ビオトープ内で種子を採取し持ち帰り、1～2年間子供達の手で育てた後再び三ツ又沼ビオトープ内に戻すというもので、周辺の小中学校の参加により毎年実施している。



ハンノキの実を教えてもらっている生徒達
(上尾市立太平中学校)



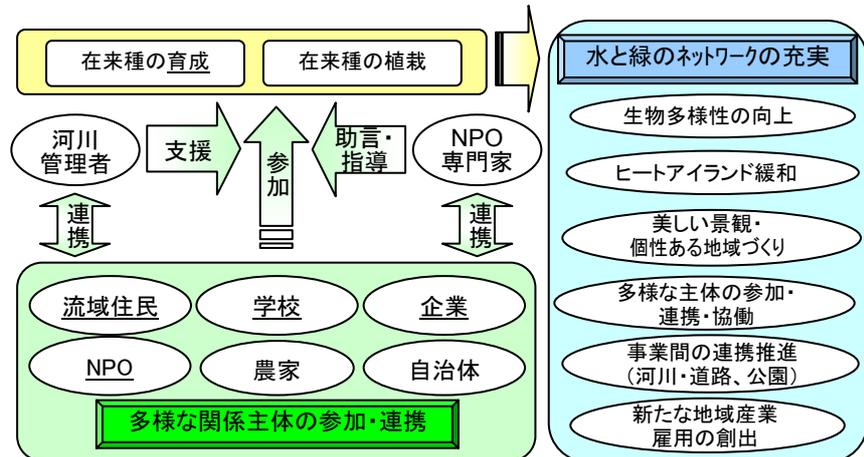
育てたハンノキを里帰り(植樹)している児童達
(上尾市立方北小学校)



ハンノキの実を取り出している児童達
(川島町立出丸小学校)

● しくみ

荒川ハンノキプロジェクトの手法を参考に関係主体への意向調査や役割分担等の検討を行い、プロジェクトを広域的に展開する。



● 実施した「推進のための取り組み」(P.17 参照)

- ①地域の特性を活かした施策の推進
⇒地域の自然環境について整理。
- ②施策の有機的な連携
⇒荒川太郎右衛門地区、荒川ビオトープ等と連携し、エコロジカルネットワーク形成を目指す。
- ③多様な主体との連携、協働による施策の推進
⇒「三つ又沼ビオトープパートナーシップ推進会議」の設置。
- ④環境等に関わる調査の実施及び情報の提供と公開
⇒動植物調査を実施。
- ⑤地域の環境学習の支援
⇒環境学習(体験学習)の実施。
荒川ハンノキプロジェクトを平成13年より実施。
- ⑥適切な評価の実施
⇒動植物についてモニタリングを実施し、評価していく予定。

● リーディング選定理由

- NPO、ボランティアの参画
 - ・推進に向けては、パートナーシップ型河川環境管理システムを計画。
- ネットワークの形成
 - ・荒川のエコロジカルネットワークを形成するために、上流のビオトープとの連携を考慮。
- 永続的な管理を計画
 - ・環境教育の指導や、リーダーを養成するしくみなどをつくり、永続的な管理を期待している。
- 役割分担の明確化
 - ・多様な主体が関係してくるため、管理における役割分担を明確にする。

● 施策の効果

荒川ハンノキプロジェクトは平成13年の開始から平成18年までに6回の実績を重ね、参加延べ人数は800人以上、植戻されたハンノキは150本以上になった。

平成17年にはハンノキを食草とするミドリシジミの飛来が確認され、ハンノキの幹には多数の卵が産み付けられた。



ミドリシジミ



ミドリシジミの卵



大きく育つハンノキ林

写真提供：日本生態系協会

● スケジュール

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
ビオトープ整備	■								
モニタリング調査	■	■	■	■	■	■	■	■	■
荒川ハンノキプロジェクトの実施		■	■	■	■	■	■	■	■
緑のボランティアサポートプロジェクト(仮称)検討					■	■	■	■	■

(年度)

● フォローアップ・今後の展開

- ・三つ又沼ビオトープでは、あらかじめ市民環境サポーター制度を設け、ボランティアの協力を得ながら、持続的な管理を行っていく。
- ・また、保安全管理計画を毎年作成し、常に良好な環境が保たれるようにしていく。

～鶴見川流域水マスタープラン～

● 実施者

・鶴見川流域水協議会
 (国土交通省・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・稲城市・町田市)
 ・代表事務局
 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所
 流域調整課 TEL:045-503-4009

● 実施箇所

東京都町田市
 神奈川県川崎市
 横浜市
 稲城市

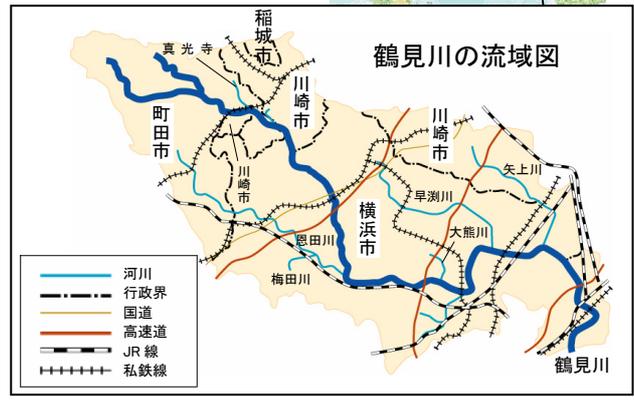


● 施策の概要

目的 ・流域の急激な市街化により、流域の抱える様々な課題を解決するため、鶴見川流域の水循環系の健全化及び自然と共存する持続可能な社会を目指す流域再生の構築。

背景 ・昭和40年代からの急速な都市化の進行により、「水循環系」における様々な課題が顕著となっている。
 ・これらの課題を抜本的に解決し、地域の安全と福祉、自然環境を向上させていくために、「水循環系の健全化をはかる」ことが重要であることから、「鶴見川流域水マスタープラン」を策定。

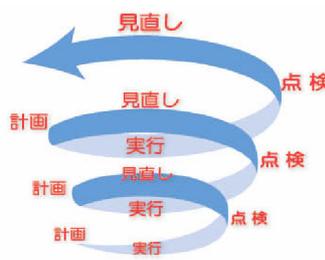
規模 ・延長: 42.5 km
 流域面積: 235 km²



● 施策イメージ

鶴見川流域の水循環系の健全化、自然と共存する持続可能な社会を目指す流域再生を基本理念として、洪水時水マネジメント、平常時水マネジメント、自然環境マネジメント、震災・火災時水マネジメント、水辺ふれあいマネジメントの5つの取り組みについて、流域の関係者が連携して進めて行く。

「鶴見川流域水マスタープラン」を着実に推進していくためには、流域の各主体がお互いに情報と流域共同体意識を共有し、効果的で効率的な施策の推進と、そのための適切な進行管理が不可欠である。そのため、推進の枠組みとしては、社会状況の変化などに応じ、計画、実行、点検、見直しを重視する持続的なマネジメントサイクルを採用している。



マネジメントサイクル

【各マネジメントの基本方針と主な計画目標】

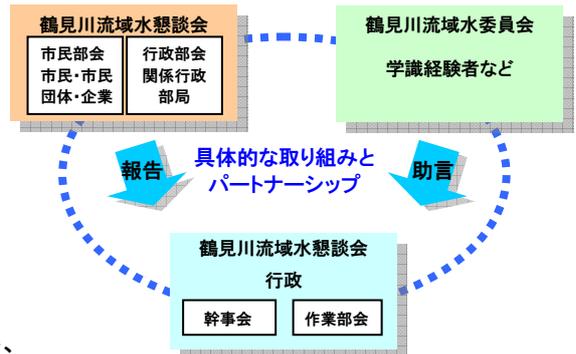
- ◆洪水時水マネジメント
 《基本方針》洪水の危険から鶴見川流域を守る
 ●流域が一体となった治水安全度の向上
 ●水害に強いまちづくり
- ◆平常時水マネジメント
 《基本方針》豊かで清らかな水環境を創出する
 ●支川の自然の流量を確保
 ●地下水の保全・涵養と湧水の復活
 ●子どもたちが水遊びでき、多様な水生生物が生息・生育・繁殖できる水質に改善
 ●東京湾への汚濁負荷の削減
 ●水を再利用する社会の実現
- ◆自然環境マネジメント
 《基本方針》流域のランドスケープ、生物多様性を保全・創出・活用し、自然とふれあえる都市を再生する
 ●流域に残された自然環境の保全
 ●水と緑のネットワークの保全・回復
 ●身近な自然と共生する都市の再生
- ◆震災・火災時水マネジメント
 《基本方針》震災・火災時の危険から鶴見川流域を守る
 ●河川を生かした災害に強いまちづくり
 ●河川とまちの連携による防災ネットワーク化
- ◆水辺ふれあいマネジメント
 《基本方針》河川とのふれあいを通じて、流域意識を育む
 ●流域学習の促進
 ●多様な資源を活用した流域ツーリズムの推進
 ●流域の環境に負荷をかけないくらしの実践

5つの流域水マネジメント

● しくみ

下記の3つの場で、市民や専門家の意見を取り入れ、「鶴見川流域水マスタープラン」を推進する。

1. 「鶴見川流域水協議会」(国、都、県、市)
 ・「鶴見川流域水マスタープラン」の策定、計画の進行管理や見直し、流域にかかわる新たな問題・課題・対応策などについて、行政間の調整を行う。
2. 「鶴見川流域水懇談会」(市民と行政との意見交換の場)
 ・行政と市民との意見交換を継続的に行い、その意見を「鶴見川流域水マスタープラン」や今後の計画の推進を行う鶴見川流域水協議会に報告する。
3. 「鶴見川流域水委員会」(各分野の専門家などから構成)
 ・「鶴見川流域水マスタープラン」などにかかわる計画内容、事業の進行管理などについて助言を行う。



水マスタープランのしくみ

● 実施した「推進のための取り組み」(P.17 参照)

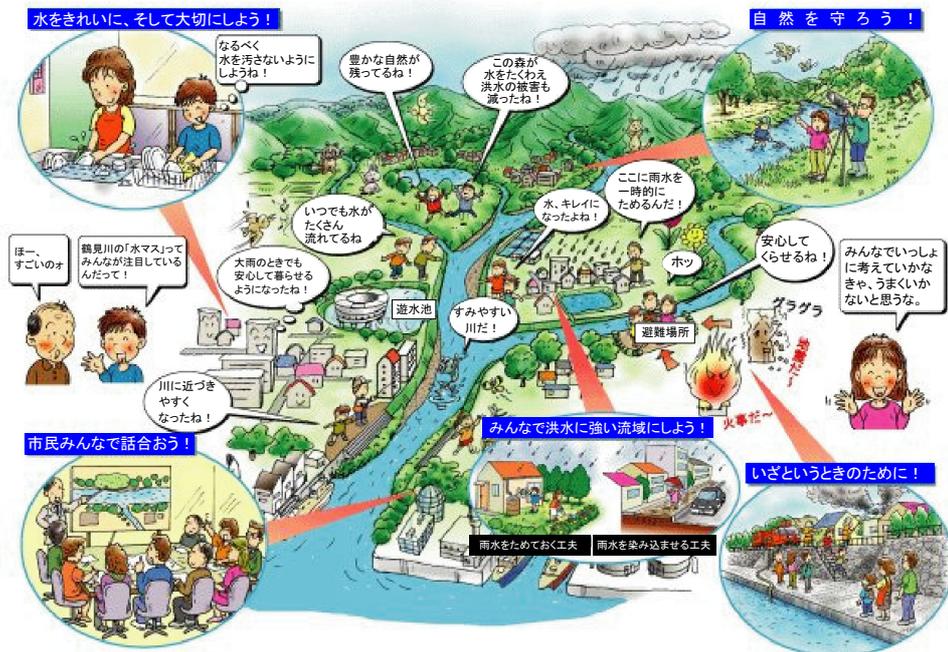
- ①地域の特性を活かした施策の推進
⇒流域の社会動向、自然環境について整理。
- ②施策の有機的な連携
⇒「鶴見川流域水マスタープラン」のもと、流域での様々な事業や施策が連携。
- ③多様な主体との連携、協働による施策の推進
⇒「鶴見川流域水協議会」「鶴見川流域水委員会」「鶴見川流域水懇談会」の推進体制を設置。
- ④環境等に関わる調査の実施及び情報の提供と公開
⇒分かりやすい指標によるモニタリングと公表を予定。
- ⑤地域の環境学習の支援
⇒流域意識を育む為のマネジメントを実施。
水辺の楽校プロジェクトなどを実施。
- ⑥適切な評価の実施
⇒マネジメントサイクル(計画、実行、点検、見直し)により、計画を適切に評価しながら推進。

● リーディング選定理由

- 世界初
 - ・世界で初めての水マスタープランである。
- 多様な施策の連携
 - ・流域を単位とし、同一の目的のもと、多様な施策が連携している。
- 多様な主体の連携
 - ・流域の市民、市民団体、企業、行政による連携・協働のもと、推進してる。
- 明確な目標
 - ・目標期間を設け、詳細な計画のもと実施している。

● 施策の効果

鶴見川流域水マスタープランの実施により、右記の図のような効果が実現されると考えている。



「鶴見川流域水マスタープラン」により実現される鶴見川流域のイメージ

● スケジュール

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H25	H35	H45
提言書作成													
水マスタープラン作成													
各アクションプランにおける目標			長期目標		(5年間程度の当面目標を掲げる)								
鶴見川流域水委員会			1回	4回	4回	1回		3回					
水マスタープラン行政会議			2回	2回	4回	1回							
鶴見川流域水懇談会					3回	4回	4回	1回					
鶴見川流域水協議会						2回	7回	2回					

(年度)

● フォローアップ・今後の展開

- ・各アクションプランにおいては、長期目標の他に、5年間程度の当面目標を掲げ、常に変更を行いながら、より良い鶴見川を目指していく。

～新しい協働の形「東京湾システム」の構築～

● 実施者

国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部
海洋環境・技術課 TEL:045-211-7422

● 実施箇所

東京湾



● 施策の概要

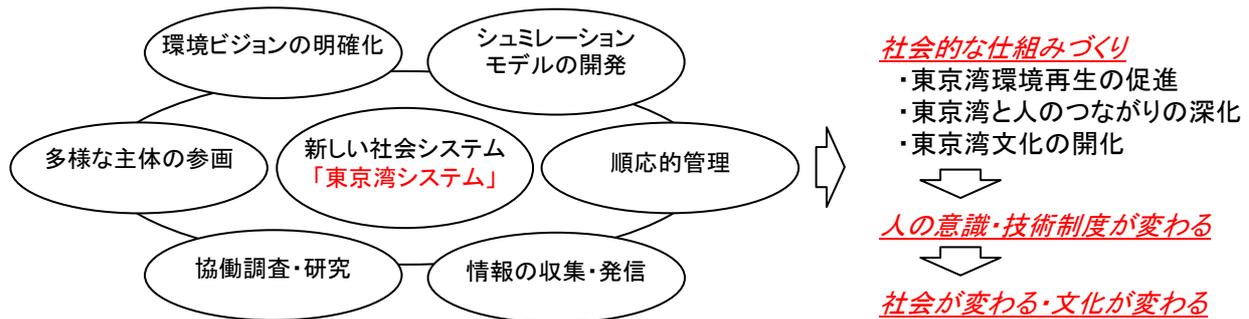
目的 「社会の共有空間である『東京湾』の環境再生という共通の目的・目標に向かって、多様な主体が、共鳴・共感し、主体的に活動に参加し、協働して、その目標の実現を目指すこと」を促進するための方針・方法を提案し、社会に呼びかけることによって、「東京湾環境再生の促進」と「東京湾と人のつながりの深化」、「東京湾文化の開化」に貢献することを目的とする。

背景 ・東京湾と人のつながりの希薄化
・水環境の再生の遅れ
・東京湾水環境再生にあたっての総合的、継続的取り組みの必要性。

規模 ・東京湾

● 施策イメージ

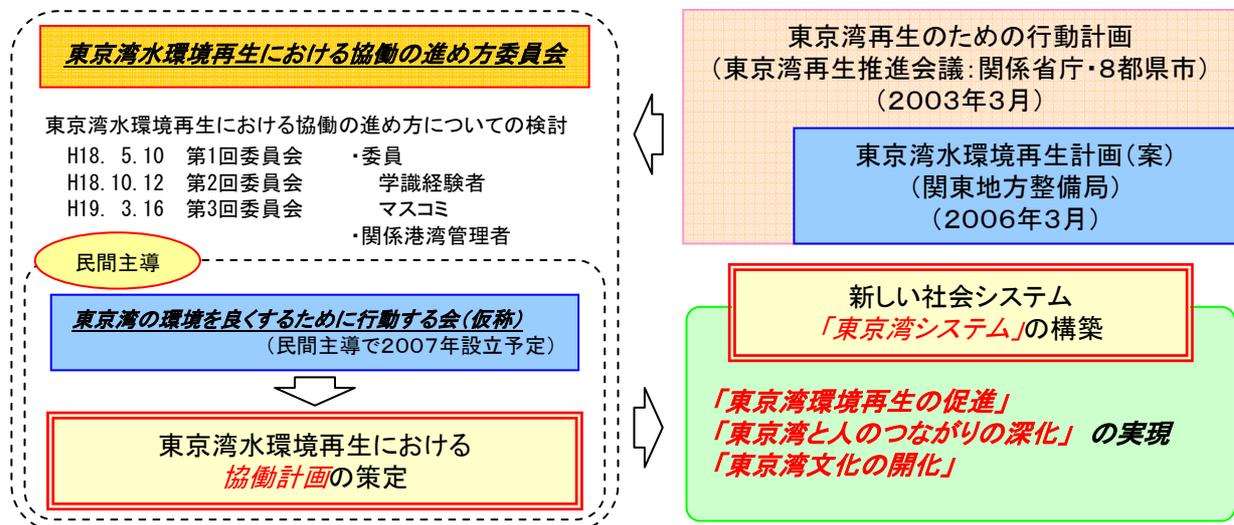
「社会の共有財産・共有空間である「東京湾」の環境改善」という共通の目的・目標に向かって、「多様な主体が主体的に参加し、水平的に協働し、その目標の実現を目指す」ための新しい社会システムとして「東京湾システム」を構築する。



※多様な主体
市民、漁業者、NPO、企業、行政など

※順応的管理
事業完了後の共用段階においてもモニタリングを継続的に実施し、その結果を事業へ反映

● しくみ



● 実施した「推進のための取り組み」(P.17 参照)

①地域の特性を活かした施策の推進

- ⇒東京湾は閉鎖性水域の特性をもっているため、栄養塩などが流入すると、富栄養化になりやすい。
- ⇒東京湾内では、埋立等により干潟等の浅い海域が減少し、自然の浄化機能が低下している。

③多様な主体との連携、協働による施策の推進

- ⇒国・地方自治体・市民・住民・漁業者・NPO・企業等の多様な主体により、水質・底質改善、生物生息環境等の様々な取り組みがなされている。

⑥適切な評価の実施

- ⇒東京湾の水環境の改善という時間・空間スケールの取り組みに関し、一つの指標で全体を評価することは困難である。しかし、あえて数値目標を設定することとし、下記5つの観点において暫定の評価指標を設定。

1. 東京湾と人とのつながりの深化
2. 共鳴・共感の輪の拡大
3. 水環境の再生
4. 生物の生息環境の再生・創出
5. 恵みを楽しむ

● リーディング選定理由

■ 対象地域

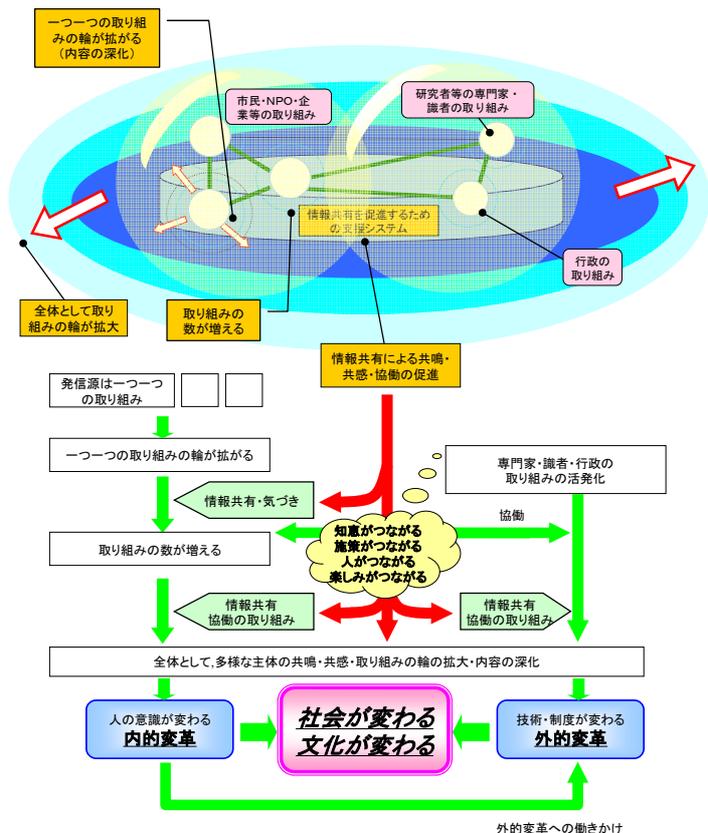
- ・東京湾全域。

■ 多様な主体の連携

- ・国・地方自治体・市民・住民・漁業者・NPO・企業等の多様な主体により、水質・底質改善、生物生息環境等の様々な取り組みがなされている。
- ・技術開発により予測・再現し、東京湾再生に向けて多様な主体が参画し、水平に協働し、目標の実現を目指している。

● 施策の効果

東京湾環境再生への共鳴・共感の輪が広がり、多様な主体の取り組みが拡大・深化することで、「美しく豊かな東京湾」の再生に貢献し、新しい形の「東京湾と人のつながり」が生まれます。



● スケジュール

平成18年度

- ・委員会開催により、東京湾の環境の進め方についての検討

平成19年度

- ・東京湾環境再生のための都陸の効果を評価・分析するための手法の検討
- ・赤潮・青潮・貧酸素水塊の発生予測手法の検討

● フォローアップ・今後の展開

- ・「東京湾の環境再生」、「東京湾と人のつながりの深化」、「東京湾文化の開花」を柱に様々な取り組みを展開していきます。

～循環型の公園づくり(国営昭和記念公園)～

● 実施者

国土交通省関東地方整備局 国営昭和記念公園事務所
調査設計課 TEL:042-524-1089

● 実施箇所

東京都立川市
緑町 3173



● 施策の概要

目的 ・循環型の公園づくりを目指す。
・環境に負荷をかけない循環型の社会にて学ぶ環境学習の場として活用する。

背景 ・「人と自然の公園づくり」として、資源・廃棄物の有効利用、自然の保全や復元等の取り組みなど、環境への負荷の軽減を図るとともに、地球環境保全を視野に入れた地域の自然環境保全への広範な取り組みを掲げている。

規模 ・公園面積:180ha



国営昭和記念公園 案内図

● 施策イメージ

循環型の公園づくりを進めていく上で、下記の内容を行っている。

■ 資源の再利用

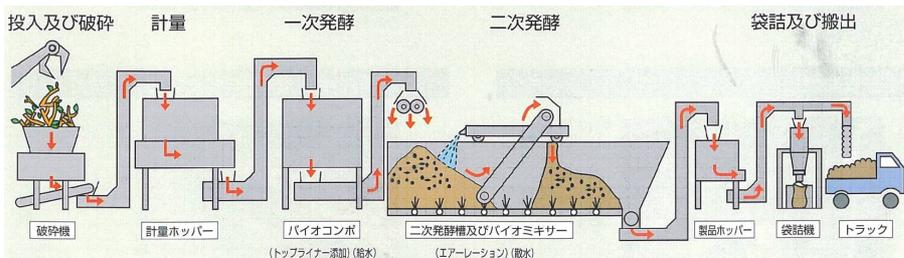
- ・建設副産物の有効利用
- ・植物廃材等の利用 (リサイクルセンター)
- ・污水处理システム (中水の利用※)
- ・園内水循環・浄化システム

■ 資源消費量の低減

- ・園内施設の省エネ対策
- ・雨水の地下浸透・雨水貯留利用

※中水の利用

中水とは、上水として公園内で使用した水を下水道に流すまでもう一度再利用するという方法のこと。



伐採木のリサイクルの流れ



水資源の有効利用の流れ

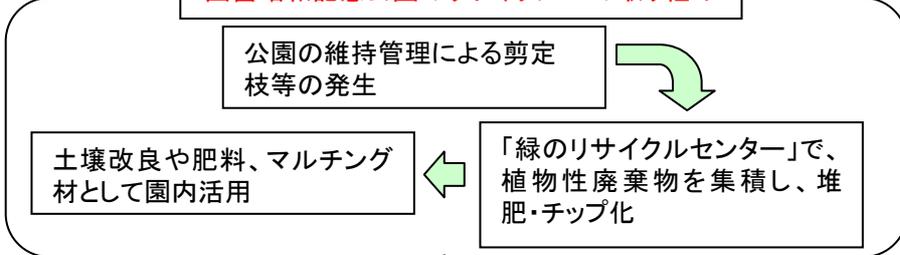
● しくみ

園内の植物管理は、公園管理者の行う維持管理や工事に加えて、雑木林づくり・管理を市民参加のボランティア活動として行っている。



ボランティア活動の様子

国営昭和記念公園のリサイクルへの取り組み



園内ボランティアとの連携

- 市民ボランティア
- ・市民参加による森づくり
- ・イベント、環境教育の実施

公園の維持管理等のしくみ

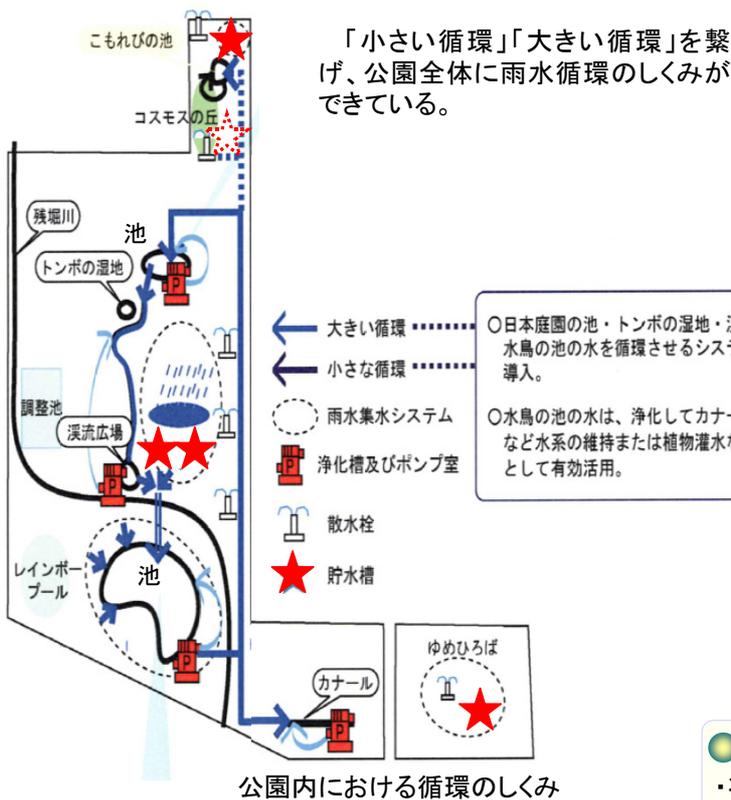
● 実施した「推進のための取り組み」(P.17 参照)

- ①地域の特性を活かした施策の推進
⇒武蔵野の景観の蘇生を目指した公園整備。
- ③多様な主体との連携、協働による施策の推進
⇒市民ボランティアと連携。
- ④環境等に関わる調査の実施及び情報の提供と公開
⇒花みどり文化センターでの昭和記念公園の環境取り組みの情報発信。
⇒イベントの実施による参加型の体験型の情報発信。
- ⑤地域の環境学習の支援
⇒緑のリサイクルセンターでの見学会を実施。
⇒その他にも、公園内で様々な環境学習を実施。

● リーディング選定理由

- 多様な主体との連携
 - ・整備・運営にあたっては、計画段階から市民と協働して取り組んでいる。
 - ・園内の維持管理も、市民参加のボランティア活動により取り組んでいる。
- 明確な目標
 - ・循環型の公園づくりを目指している。
- 環境学習の場を設けている
 - ・園内の発生材を利用した農業などを体験できる「こもれびの里」を整備している。

● 施策の効果



刈草、細かい剪定枝等
→ 植栽地の維持管理に活用
↓
園内の花修景等への活用



剪定枝等
→ チップ化し、防草のためのマルチング材、チップ舗装等に利用

● フォローアップ・今後の展開

- ・有効な雨水活用の検討。
- ・植物廃棄物を活用した植物管理の推進等。

● スケジュール

	S53	S58	S60	H1	H2	H3	H4	H5	~	H7	~	H10	~	H14	H15	~	H18
建設副産物の有効利用																	
植物廃材等の利用																	
污水处理システム																	
園内水循環・浄化システム																	
園内施設の省エネ対策																	
雨水の地下浸透・雨水貯留利用																	

緑のリサイクルセンター整備 (年度) 屋上緑化

「良好な生活環境の整備・創造」リーディングプロジェクト

～ヒートアイランド対策 環境舗装東京プロジェクト～

● 実施者

国土交通省関東地方整備局
 東京国道事務所 管理第二課 TEL:03-3214-7426
 関東技術事務所 環境技術課 TEL:047-389-5126

● 実施箇所



東京国道事務所 試験施工箇所



関東技術事務所の位置
 千葉県松戸市
 五香西 6-12-1

● 施策の概要

目的 ヒートアイランド対策への取り組みとして、「環境舗装東京プロジェクト」を立ち上げ、夏季における舗装路面の上昇を抑制する環境舗装の技術について検討を行う。

背景 近年、都市部において、「ヒートアイランド現象※」が進んでおり、夏季の高温化や熱帯夜の増加による居住環境の悪化など、都市に特有の環境問題として注目を集めている。

規模 ・東京国道事務所：試験施工 計8箇所 (約3km、45千㎡)
 ・関東技術事務所：フィールド実験面積:3,022㎡

※ヒートアイランド現象
 都市の中心部の気温が郊外に比べて高くなる現象(等温線を描いた時に都市の中心が島のように見える)であり、近年都市に特有の環境問題として注目を集めている。

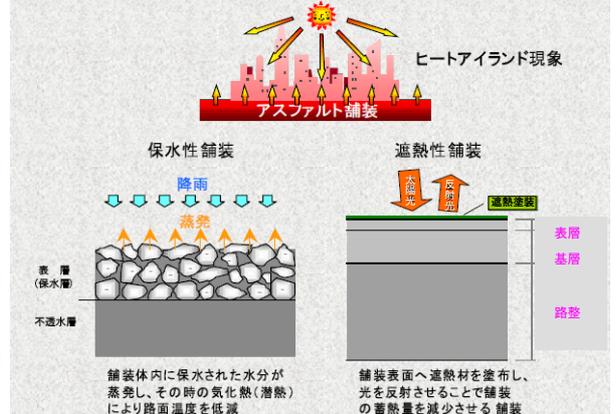
● 施策イメージ

平成14年度から国土交通省と東京都が連携し、環境負荷の少ない道路の実現を目指し、下記2つの環境舗装に対して検討を進めている。

- ①**保水性舗装**: 舗装体内に保水された水分が蒸発する時の気化熱(潜熱)により路面温度の上昇を抑制する舗装。
- ②**遮熱性舗装**: 舗装表面へ遮熱材を塗布し、光を反射させることで路面温度の上昇を抑制する舗装。

- 試験施工(東京国道事務所)**
 平成15年度より試験施工を行い、平成18年度までの3年間の追跡調査を実施。
- フィールド実験(関東技術事務所)**
 公募により、新しい技術を収集し、その効果の実証のため、フィールド実験を行い、技術評価を実施。

ヒートアイランド現象緩和と保水性舗装、遮熱性舗装

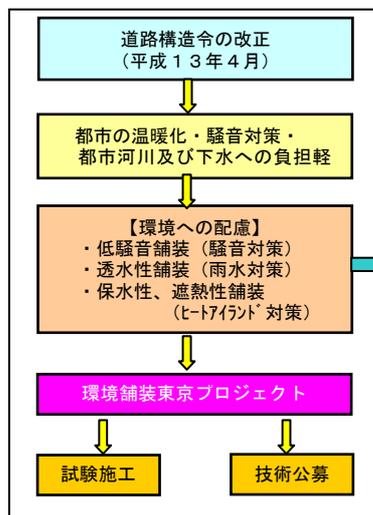


ヒートアイランド現象の緩和が期待できる「保水性舗装」と「遮熱性舗装」

● しくみ

環境舗装とは、環境への負荷低減を目指した舗装であり、関東地方整備局では、これまで交通騒音を抑制する低騒音舗装を実用化してきた。

さらに現在、近年都市部の重大な環境問題として注目されているヒートアイランド現象への対策として、保水性舗装や遮熱性舗装などの環境舗装の技術について検討を進めている。



環境舗装とは 環境への負荷低減を目指した舗装

1. **道路交通騒音対策**
 タイヤと路面の接触音を → **低騒音舗装** 低減する舗装
2. **雨水流出(洪水)抑制**
 不浸透地域増加による → **透水性舗装** 都市型洪水雨水を路盤以下に浸透させる舗装
3. **ヒートアイランド現象緩和**
 屋間の路面温度上昇、夜間の放熱による熱帯夜の増加
 水の蒸発散によって路面温度を低減する舗装 → **保水性舗装**
 表面で光を反射させて路面温度を低減する舗装 → **遮熱性舗装**

● 実施した「推進のための取り組み」(P.17 参照)

- ①地域の特性を活かした施策の推進
⇒日本で最もヒートアイランド現象が発生している東京近郊で実施。
- ②施策の有機的な連携
⇒企業者から技術公募を行い、公募実験により効果を検証。
- ③多様な主体との連携、協働による施策の推進
⇒東京都と連携、また、技術応募者との共同実験により施策を推進。
- ④環境等に関わる調査の実施及び情報の提供と公開
⇒路面温度等を計測し、結果を公表。
- ⑤地域の環境学習の支援
⇒東京国道事務所において、2004 年度から実施している「打ち水大作戦」のイベントと連携し、一般市民を対象に環境舗装の体感イベントを実施。
- ⑥適切な評価の実施
⇒試験施工箇所を追跡調査により、路面温度計測、平坦性わだち掘れなどの環境舗装の効果、耐久性等を評価。

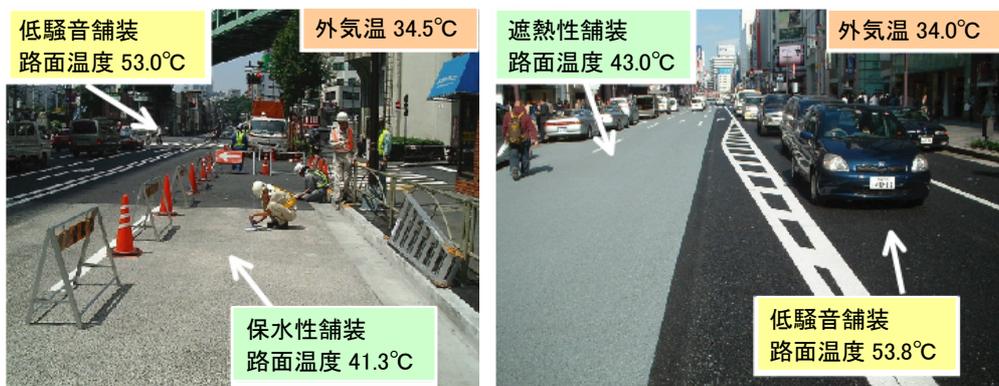
● リーディング選定理由

- 地球温暖化問題への寄与
・ヒートアイランド現象は、地球温暖化に関連のあるエネルギー消費の増加とともに、緑地・水面の減少、高度利用や高密度利用による風通しの悪化等により発生するとされており、この要因の一つとして道路舗装が考えられることから、同現象を緩和できる舗装として、路面温度を低減する環境舗装の技術の検討を行っている。
- 多様な主体の連携
・国土交通省(東京国道事務所、関東技術事務所)と東京都が連携して、東京23区におけるヒートアイランド対策としての環境舗装技術の検討を行っている。
- 技術の開発
・企業者によって様々な技術があるが、公共施設を利用した実験フィールドで、技術公募などにより、応募技術の実験検証を行っている。

● 施策の効果

東京国道事務所における試験施工の結果、低騒音舗装に比べ保水性舗装で 11.7℃、遮熱性舗装で 10.8℃の路面温度の上昇を低減させる効果が確認された。なお、交通状況、施工場所、経過年数等により数値のばらつきや効果の減少がみられることから今後、効果的な施工方法について検討を行う。

工事直後の観測状況



保水性舗装(手前側)の試験施工の事例
(東京都文京区湯島地先)

遮熱性舗装(左側)の試験施工の事例
(東京都中央区銀座地先)

東京国道事務所における試験施工結果

● スケジュール

	H14	H15	H16	H17	H18	H19
プロジェクト発足	● ↑委員会発足					
試験施工・追跡調査		● ↑車道部 追跡調査	● ↑試験施工		● ↑歩道部 追跡調査	
フィールド実験・追跡調査		● ↑試験施工(関東技術事務所新フィールド)				

(年度)

● フォローアップ・今後の展開

- ・試験施工(東京国道事務所)
これまでに、車道部の試験施工及び歩道部の保水性平板ブロックを実施。
今後は、引き続き追跡調査を行っていく予定。
- ・フィールド実験(関東技術事務所)
これまでに、平成 15、16 年に評価した技術について、実験フィールドにて、路面温度低減及び持続性、耐久性等の確認を行ってきた。
今後は、実際の道路で試験施工を行った箇所の追跡調査を行い、評価する予定。

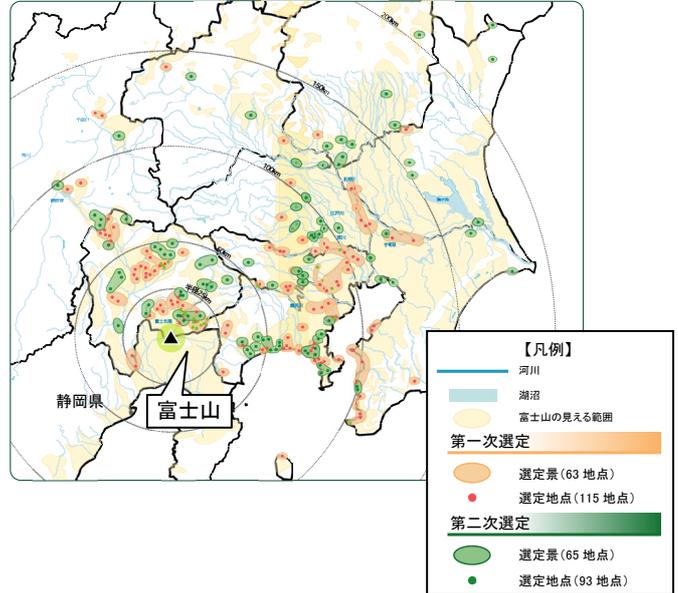
「美しい景観の整備・創造」リーディングプロジェクト

～関東の富士見百景 富士山の見えるまちづくり～

● 実施者

国土交通省関東地方整備局 企画部 企画課
TEL:048-600-1329

● 実施箇所



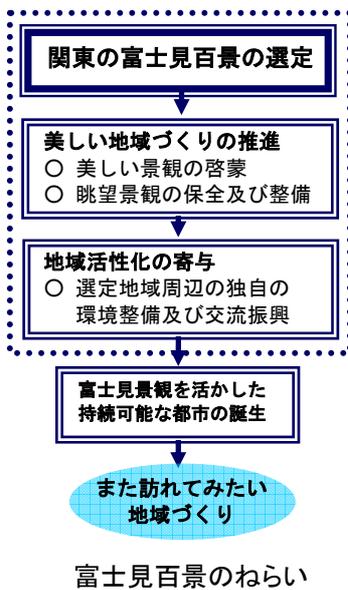
● 施策の概要

目的 ・「関東の富士見百景」は、富士山への良好な眺望を得られる地点を選定し、周辺景観の保全や活用への支援を通して、美しい地域づくりの推進に寄与することを目的として実施。

背景 ・平成15年7月に策定された「美しい国づくり政策大綱」において、15の具体的な施策の柱が打ち出された。
 ・「美しい国づくり政策大綱」の、施策の柱のうち、「⑩多様な担い手の育成と参画推進」における「良好な事例の選定や表彰整備等を構築し、これらを広く紹介」の実施措置として挙げられている。

規模 ・応募対象エリアは関東地方整備局管内。(1都8県)

● 施策イメージ



	景	地点
茨城県	7	7
栃木県	8	8
群馬県	6	6
埼玉県	14.5	17
千葉県	15	26
東京都	16.5	30
神奈川県	24	49
山梨県	31	81
長野県	6	9
合計	128	233

■ 選定地の例

荒川総合運動公園と公園通り

埼玉県さいたま市

身延町北東部からの富士

山梨県身延町

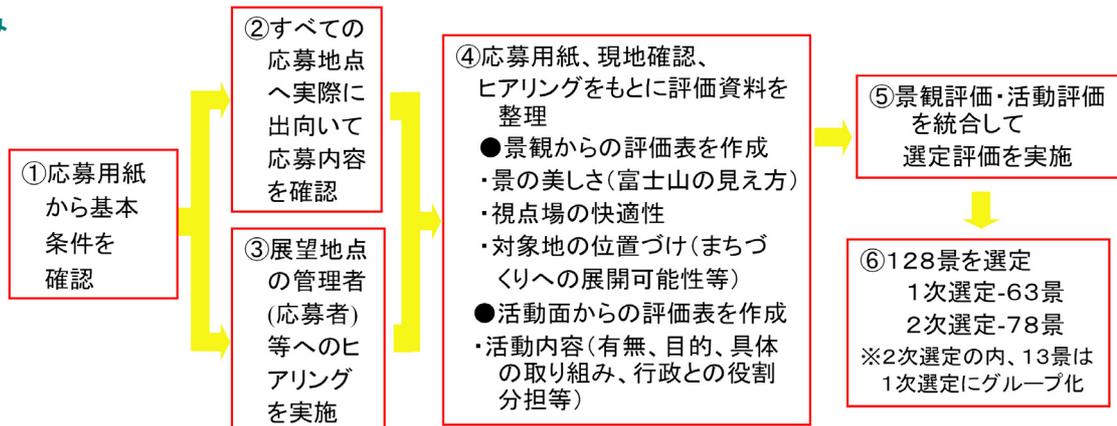


※「荒川下流からの富士」は、埼玉県・東京都にまたがる

都県別選定結果

選定地点からの眺め

● しくみ



関東富士見百景の選定プロセス

● 実施した「推進のための取り組み」(P.17 参照)

- ①地域の特性を活かした施策の推進
⇒富士山を眺望できるという特性を活かしている。
- ②施策の有機的な連携
⇒選定された地点間の交流が生まれている。
- ③多様な主体との連携、協働による施策の推進
⇒選定された地点では、国、地方行政、市民が一体となった取組をしている。
⇒「関東の富士見百景」選定委員会を設置。
- ④環境等に関わる調査の実施及び情報の提供と公開
⇒選定の際に、全ての応募地点へ出向いて現地調査を実施。選定の経緯はHPで公表。選定結果はHPやパンフレット、ガイドブックなどで公表。
- ⑤地域の環境学習の支援
⇒パンフレットやガイドブックを作成。
- ⑥適切な評価の実施
⇒すべての応募地点について現地調査を行った。有識者による選定委員会を開催し選定。

● リーディング選定理由

- 対象地域
 - ・関東地方整備局管内全域を対象としている。
- 多様な主体の連携を促進
 - ・選定により、地域間の富士山を中心とした連携が促進されている。
- 充実したフォローアップ
 - ・選定箇所の広報活動や、まちづくりへのサポートなど充実したフォローアップ体制が整えられている。
- 美しい国づくり政策大綱
 - ・「美しい国づくり政策大綱(H15.7)」における15の具体的な施策のひとつとして実施している。

● 施策の効果

「関東の富士見百景」に選定された地域では、選定をきっかけに、地元の自治体、学校、市民団体等が中心となって、自発的な活動がスタートし、周辺景観の保全や地域資源としての活用を通じた、美しい地域づくりが進んでいる。



富士山が結んだ学校交流
児童が描いた富士山の絵を互いに贈るなどの交流が始まり、児童同士の顔合わせが実現。
(千葉県野田市みずき小学校と山梨県富士河口湖町大石小学校)



選定記念碑除幕式および富士山展望ウォーキング
(茨城県桜川市)



自治体の景観賞表彰式で「関東の富士見百景」の基調講演を実施
(千葉県我孫子市)

● スケジュール

- 1次選定
 - H16.2~5 募集
 - H16.10 2回の選定委員会を経て63景115地点を選定
- 2次選定
 - H16.11~17.3 募集
 - H17.10 2回の選定委員会を経て78景118地点を選定
- フォローアップ
 - 1次選定後～
 - H16.11 第1回地域づくり交流会
 - H17.11 第2回地域づくり交流会
 - H18.5 案内ガイド作成
 - H18.5 シンボルマーク策定
 - H19.3 第3回地域づくり交流会

● フォローアップ・今後の展開

- ・選定地点を多くの人に知ってもらい、訪れて頂くために、選定地点からの美しい富士山の眺めや、その地域の魅力を紹介する、富士見百景ガイドブックを作成。(H18.5.1 記者発表)
- ・「関東の富士見百景」の認知・理解度アップを目的に、統一のシンボルマークをホームページでの一般投票をふまえて決定。(H18.5.1 記者発表)
- ・関東地方整備局が運営する H.P.を充実させ、選定箇所のイベント情報などのタイムリーな話題についても、選定団体から情報収集し、広報を実施。
- ・富士見景観を活かしたまちづくりを、地域づくり応援団(出先事務所に開設した相談窓口)がサポート。
- ・選定団体をはじめとして、地域づくりに関する市民団体や関連機関との地域づくり交流会を継続し、情報共有の場を充実。



富士見百景ガイドブック



富士見百景のシンボルマーク

● 実施者

国土交通省関東地方整備局 企画部 企画課 TEL:048-600-1329
 東京国道事務所 環境整備課 TEL:03-3214-7424
 京浜河川事務所 調査課 TEL:045-503-4008
 川崎国道事務所 調査課 TEL:044-888-6416

● 実施箇所

モデル地区
 浅草地区・川崎地区



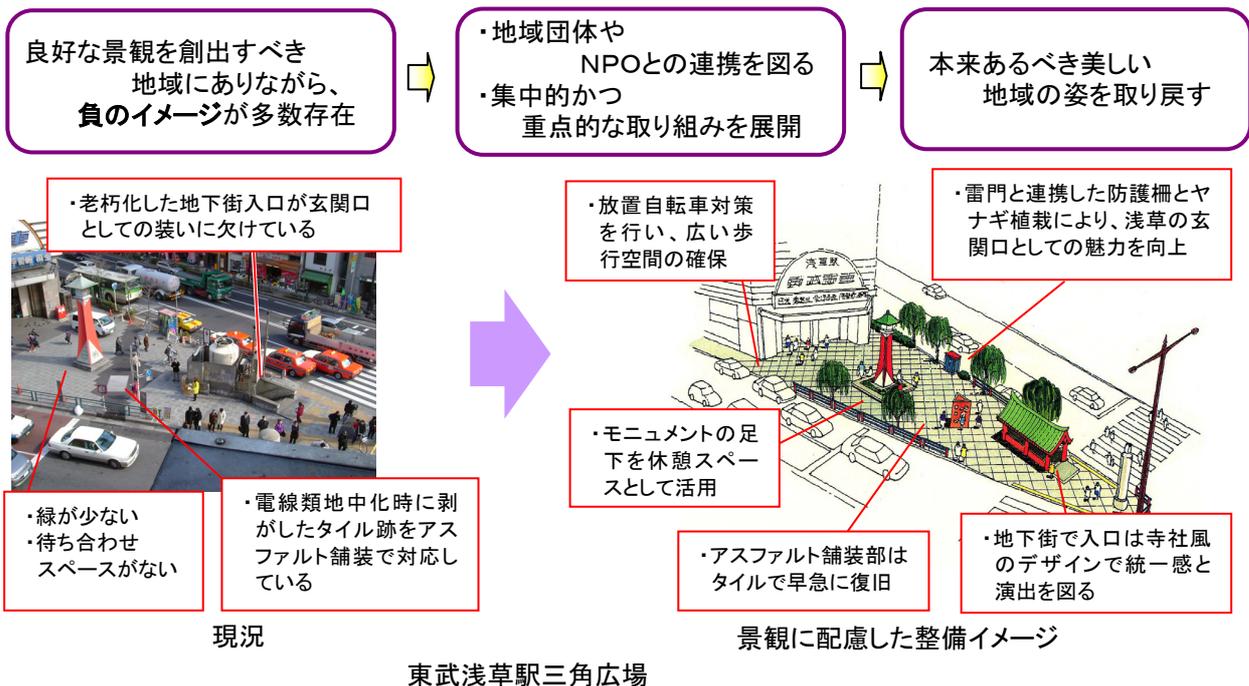
● 施策の概要

- 目的** ・地域団体や NPO、市民の方と行政が連携し、負の景観イメージを払拭すべき地域について、集中的かつ重点的な取り組みを展開し、本来あるべき美しい地域の姿を取り戻すものであり、地域の活性化及び良好な都市・住環境の形成に資する。
- 背景** ・平成 15 年 7 月に出された「美しい国づくり政策大綱」において、15 の具体的な施策の柱が打ち出された。
 ・「美しい国づくり政策大綱」の施策の柱のうち、「屋外広告物制度の充実等」における「重点的に実施する地区を選定し、地元地方公共団体、警察等と連携して短期間に違反屋外広告物、不法占用物等を集中整理する」の実施措置として挙げられている。

規模 ・モデル地区 ⇒ 浅草地区、川崎地区

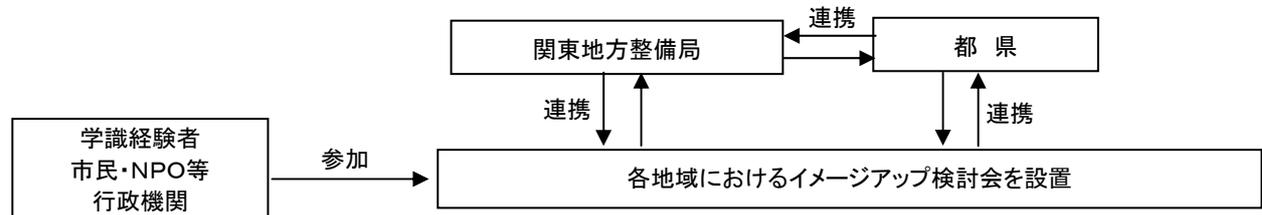
● 施策イメージ

● モデル地域 浅草地区



● しぐみ

景観イメージアップのモデル地区として、浅草地区・川崎地区を選考した。各地域においては、役割分担を決めたイメージアップ検討会を設置し、具体的な取り組み内容の立案を検討。



● 実施した「推進のための取り組み」(P.17 参照)

- ①地域の特性を活かした施策の推進
⇒浅草寺、川崎大師などの地域の歴史を活かした施策の推進。
- ②施策の有機的な連携
⇒関連する各施策が一体となって事業を進めている。
- ③多様な主体との連携、協働による施策の推進
⇒NPOや地域等の市民活動と連携。
- ⑥適切な評価の実施
⇒景観評価を実施予定。

● 施策の効果

モデルとなった浅草地区・川崎地区では、検討会、勉強会を設立し、取り組み内容の検討が進んでいる。

●モデル地域 浅草地区

- ・H15 年度 作業部会を設立、検討を開始(H16.1)
- ・H16 年度 浅草地区景観イメージアップ検討会開催
浅草地区景観まちづくりマスタープラン(案)作成
- ・H17 年度 浅草地区景観イメージアップ検討会開催
浅草地区景観計画(素案)作成
- ・H18 年度 浅草地域まちづくり検討会開催
(部会:基盤整備部会、文化観光部会)

■浅草地区景観まちづくり基本方針

■景観まちづくりの方向性

【浅草地区における良好な景観づくりの目的】
浅草地区の魅力と回遊性を高め、観光商業の振興に寄与する

■景観まちづくりの基本方針

【キャッチフレーズ】

思い出をまもり 思い出を生み出す
浅草らしさを守り育てる景観まちづくり

【基本方針】

1. 浅草のシンボルを引き立てる景観づくり
2. 個性的な通りの景観づくり
3. 様々な資源を有機的に結びつけ、回遊性を楽しめる景観づくり
4. みんなが協働で守り育てる景観づくり

[浅草地区景観まちづくりマスタープラン(案)より抜粋]

●モデル地域 川崎地区

- ・「美しい国づくり川崎勉強会」を設立、検討を開始(H16.2)。
- 関係機関の連携を図り関連する事業の調整を行い、景観に配慮した美しい国(川崎)づくりを開始。

● スケジュール

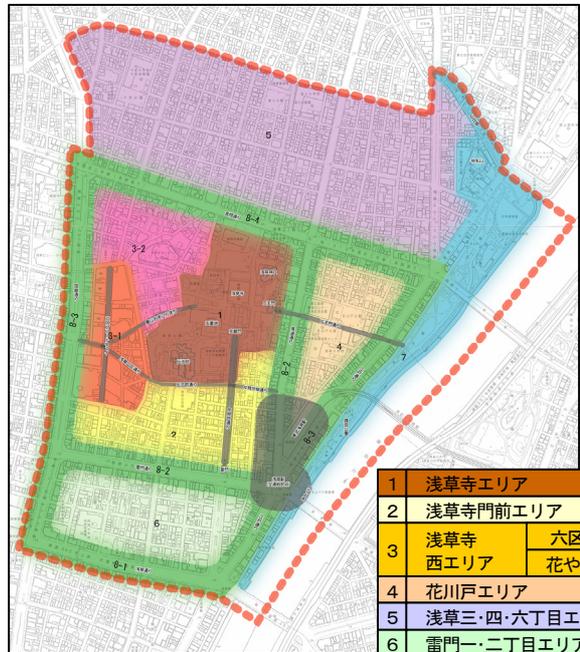
	H15	H16	H17	H18	H19	H20
モデル地域の選定	—					
浅草地区検討		—	—	—	—	—
川崎地区検討		—	—	—	—	—

(年度)

● リーディング選定理由

■美しい国づくり政策大綱

・「美しい国づくり政策大綱(H15.7)」における 15 の具体的施策のひとつとして実施している。



景観や歴史などの特性から、地区を幹線道路軸でエリア分けを行った。

1	浅草寺エリア	
2	浅草寺門前エリア	
3	浅草寺西エリア	六区ブロック 花やしきブロック
4	花川戸エリア	
5	浅草三・四・六丁目エリア	
6	雷門一・二丁目エリア	
7	隅田川水際エリア	
8	幹線道路軸	浅草通り
		雷門・馬道通り
		江戸・国際通り
		言問通り

浅草地区エリア別景観まちづくり方針の8つのエリア
[浅草地区景観まちづくりマスタープラン(案)より抜粋]

● フォローアップ・今後の展開

- ・電線地中化、景観に配慮した道路標識柱、不法看板撤去、放置自転車撤去等
- ・「まちづくり交付金」制度の活用
- ・道路占用許可条件の緩和
- ・景観法に基づく条例の制定・景観計画の策定

「美しい景観の整備・創造」リーディングプロジェクト

～横浜港発祥の地 象の鼻地区～

● 実施者

横浜市 港湾局 企画調整課 TEL:045-671-7300

● 実施箇所

横浜市



● 施策の概要

目的 ・平成21年に開港150周年を迎える横浜港の記念事業として、横浜港発祥の地である「象の鼻地区」の再整備を行う。
 ・この地区を中心に、大さん橋や赤レンガ倉庫によって形成されるエリア帯を横浜を代表する国際的な文化観光交流エリアの一つとして捉え、ナショナルアートパーク構想の拠点地区として、積極的に創造的な機能の集積を図る。

背景 ・安政6年(1859年)に開港した横浜港が平成21年(2009年)に150周年を迎える。

規模 ・約4.0ha



● 施策イメージ

基本理念である「時の港 ～横浜の歴史と未来をつなぐ象徴的な空間～」に従い、基本計画をとりまとめた。

象の鼻地区再整備基本計画

Aゾーン

「憩いをつくるオープンスペースと文化芸術活動を発信する拠点」



港や海を見わたすオープンスペースを形成します。
 ・水辺のプロムナードや親水護岸の整備
 ・文化芸術活動と連携した多様な市民活動を展開する場の形成

Bゾーン

「開港を記念する広場および水辺のにぎわいの場の形成」



歴史性、象徴性を生かした記念広場を形成します。
 ・日本大通りから港への遊覧空間を確保しに開放的な広場
 ・海岸通り沿いの歴史的建造物による統一感のある街並みの継承
 ・イベントの開催やオープンカフェ等の機能の導入



象の鼻防波堤

「歴史的土木遺構の復元・活用」



横浜港発祥の地のシンボルとします。
 ・明治21年開港時の形状に復元
 ・親水性のある防波堤、護岸の整備
 ・海側から街を見る、新たなビューポイントの形成



水域

「船のある風景・港の情景の演出」

港らしい景観を形成します。
 ・船のある風景を継承する
 ・歴史的景観に配慮した石積み形式の護岸整備
 ・臨海部の自然点を連絡する水上交通ネットワークの形成

● しきみ

計画の検討にあたっては、「市民意見の募集」や「象の鼻地区再整備景観デザイン調整委員会」を開催し、意見、助言をいただきながら実施している。



委員会の様子

● 象の鼻地区とは・・・

安政6年に横浜港の開港にあたり、東波止場と西波止場の二本の直線上の波止場が造られた。その後、慶応3年に東波止場は湾曲した形に変更され、その形状からいつしか「象の鼻」と呼ばれるようになった。

「象の鼻地区」は、この東西の波止場に囲まれた水域に面している一帯を指す。

● 実施した「推進のための取り組み」(P.17 参照)

- ①地域の特性を活かした施策の推進
⇒歴史ある横浜港を象徴する整備を行う。
- ②施策の有機的な連携
⇒周辺の港湾緑地や都市公園と連続した臨海部の緑のネットワークが完成する。
- ③多様な主体との連携、協働による施策の推進
⇒市民意見募集や景観デザイン調整委員会と連携して実施している。
- ④環境等に関わる調査の実施及び情報の提供と公開
⇒周辺の歴史的な景観を調査している。
⇒市民意見募集の結果を公表し、基本計画はリーフレットやホームページにおいて積極的に情報を提供している。
- ⑤地域の環境学習の支援
⇒歴史的な視点から解説したリーフレットやホームページの作成、パネル展の巡回を行い積極的に周知している。
- ⑥適切な評価の実施
⇒横浜市の行政評価、景観デザイン調整委員会による評価を実施している。

● リーディング選定理由

■ 横浜開港 150 周年記念

・横浜発祥の地である「象の鼻地区」の再整備は、開港 150 周年を記念する象徴的な事業として位置づけられている。

■ 市民の意見を取り入れている

・基本計画の試案を基に、市民の意見募集を行い、330 名の方からご意見を頂いている。

● 施策の効果

「象の鼻地区」の再整備により、以下のような活動イメージが考えられる。

■ 日常的な市民の活動

- *水辺の憩い
- *歴史に思いを馳せる

- ・赤レンガパークや山下公園とも異なるこの場の空間を活かした日常的な憩い
- ・船のある風景を身近に眺める
- ・囲まれた水域に面した落ち着いた空間での飲食
- ・水辺や周辺の夜景を楽しむ

■ 非日常的なイベント

- *積極的なイベント展開

- ・イベントを見て参加して、触れて楽しむ
- ・時に大仕掛けなイベントを開催
- ・新たな観光スポットとして人々が往来

■ 文化芸術活動の発信

- *創造活動の集積

- ・「創造都市・横浜」形成に向けて、周辺地区と一体となって創造的な活動を集積

◆水辺の芝生広場での日常の憩い



◆水辺の広場の賑わい



◆緑地を利用した屋外イベント



◆オープンカフェ



◆文化芸術活動の発信



◆開港 150 周年記念イベントイメージ



● スケジュール

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
市民意向アンケート・市民意見	■			■				
委員会				■				
基本計画策定				■				
基本設計・工事					■	■	■	■
広場・緑地オープン								■
継続整備								■

(年度)

※平成21年度が開港150周年

● フォローアップ・今後の展開

・象の鼻地区においては、開港 150 周年である平成 21 年度に向け、整備を進めているが、平成 21 年度以降も、美しい景観を育てるように、継続的な整備を行っていく。

～歴史的建築物の保存・活用を通じた景観整備 横浜地方気象台～

● 実施者

国土交通省関東地方整備局 営繕部 建築課
TEL:048-600-1349

● 実施箇所

横浜市中区山手町99



● 施策の概要

目的 ・地域住民や地方自治体、施設管理者等と密接な連携を図りながら歴史的建築物の保存・活用事業を推進することで、文化的価値やまちづくり上の価値といった官庁施設の持つ多様な価値を広く認識してもらいながら、利便性や機能性の向上を図る。

背景 ・一般的に建築物は、経年による老朽化によって耐久性や機能性の低下がみられるようになるが、一方で、歴史的価値の向上や市民の愛着が深まるなど、建物の多様な価値が社会的に見直されてきている。

・近年、歴史的な建築物等の価値が地域のアイデンティティの形成や地域の活性化、まちづくり等に大きく貢献することが再認識され、建物を建替えるだけでなく、歴史的建築物の多様な価値を評価し、積極的に保存・活用するという考え方に基づく整備事業を推進している。

規模 ・敷地面積:約 2,485 m² 延べ面積 庁舎(既存部分):737 m²(RC-3-1) (増築部分):838 m²(RC-2-2)

● 施策イメージ

景観アセスメントの試行事業として、「景観検討会」による検討、「保存検討会」による「保存活用の骨子」及び「保存活用基本方針」の策定、横浜市の「歴史をいかしたまちづくり要綱」「横浜市都市計画マスタープラン・中区プラン」等を総合し、以下のような目標を設定して施設整備を行っている。

■ 景観形成の目標像

- ・周辺地域における歴史的景観との調和
- ・最新の機能を持つ気象台建築

■ 施設と周辺との関係に対する基本的な考え方

- ・豊かな緑と閑静な住宅街である周辺環境に配慮した建物ヴォリュームを計画
- ・ブラフ積みと呼ばれる石積みを保存した通りの景観を保全

■ 施設や空間そのものの景観整備の具体的方針

- ・施設の配置・規模・形状・色彩等の設定
- ・細部設計、材料選定の考え方
- ・施設に付随する工作物等の整備の考え方
- ・コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方



● しきみ

景観整備の計画においては下記に示す2つの検討会において専門的な意見をきいた。また、地域住民の意見を施設整備に反映させるため住民参加イベントやタウンミーティング等を開催した。

<p>横浜地方気象台保存検討会</p> <p>メンバー</p> <p>●主に既存庁舎の改修方針を検討・策定</p> <p>学識者、横浜市都市デザイン部長、東京管区気象台会計課長、横浜地方気象台長、横浜営繕事務所長、建築第一課長 等</p>
<p>横浜地方気象台景観検討会</p> <p>メンバー</p> <p>●主に施設全体の景観計画を検討・評価</p> <p>景観アドバイザー、学識者、横浜市都市デザイン室部長、東京管区気象台会計課長、横浜地方気象台長、横浜営繕事務所長、建築第一課長 等</p>
<p>住民参加イベント、住民意見交換会</p> <p>参加者</p> <p>●事業に関する情報発信及び意見の聴取</p> <p>地元住民、景観アドバイザー、横浜市デザイン室、NPO、安藤忠雄建築研究所 等</p>

検討体制

● 実施した「推進のための取り組み」(P.17 参照)

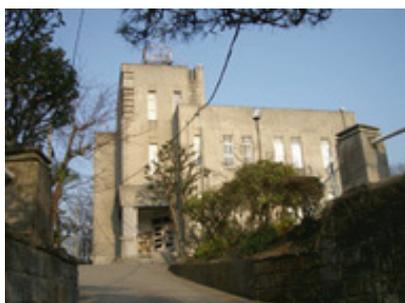
- ① 地域の特性を活かした施策の推進
⇒美しい国づくり政策大綱に基づき景観アセスメントを実施。
- ② 施策の有機的な連携
⇒横浜市都市デザイン室との連携により「歴史をいかしたまちづくり要綱」に沿った事業目標を設定。
- ③ 多様な主体との連携、協働による施策の推進
⇒横浜市都市デザイン室や地域住民によるまちづくり協議会等との連携を図りながら基本方針を策定。
- ④ 環境等に関わる調査の実施及び情報の提供と公開
⇒地域の歴史をとどめる埋蔵文化財調査を実施し情報を公開。
- ⑤ 地域の環境学習の支援
⇒地域の歴史環境を紹介する施設の一般公開を実施。
- ⑥ 適切な評価の実施
⇒学識者、横浜市、施設管理者、事業者等による「保存検討会」及び「景観検討会」を設置。

● リーディング選定理由

- 景観アセスメント
 - ・景観アセスメントの試行事業である。
- 最新事例
 - ・国土交通省がリストアップした、保存・活用を図るべき官庁施設における最新の整備事例である。
- 市民参加
 - ・市民の声を事業に反映し合意形成を図るために、住民参加イベントやタウンミーティング(意見交換会)を実施している。

● 施策の効果

- ・地域の歴史的景観を保全
- ・防災拠点としての機能向上
- ・気象や防災に関する啓蒙活動拠点形成
- ・気象台機能の高度化と執務環境の整備
- ・開かれた公共空間による地域核形成



既存の横浜地方気象台



整備終了後の横浜地方気象台イメージ

● スケジュール

	H17	H18	H19
気象台整備	—	—	—
整備検討・住民との合意形成	—	—	—

(年度)

● フォローアップ・今後の展開

- ・横浜地方気象台整備事業に加え、これまで実施してきた歴史的建築物の保存・活用事業の事業概要を広く一般に広報する
- ・横浜地方気象台整備事業を通じて官庁施設整備における地域住民やNPO、地方自治体との連携・協働によるまちづくりへの貢献、景観整備への寄与手法等を今後予定している保存活用事業に反映させる